

宮城県復興推進計画（公営住宅関係）

作成主体の名称

宮城県，仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町，女川町，南三陸町

1 計画の区域

宮城県全域

2 計画の目標

東日本大震災によって住宅を失った者等（以下「被災者等」という）の生活や地域を再生，再構築し，安心して暮らせる環境と持続性をもった魅力ある地域・住まいづくりを推進する。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

自ら住宅を確保することが困難な被災者等に対して，安定した生活を確保してもらうために，災害公営住宅の整備及び既存公営住宅の活用を図り，恒久的な住宅への移行を支援する。

4 計画の区域内において実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び事業主体に関する事項

罹災者公営住宅等供給事業

(1) 復興推進事業の内容

被災者等に対して住宅を提供するため，公営住宅の建設等をする。

事業期間：平成33年3月11日まで

また，宮城県内全域において新たに建設等した公営住宅及び既存の公営住宅等を，被災者等に賃貸する。

(2) 実施主体

宮城県，仙台市，石巻市，塩竈市，気仙沼市，白石市，名取市，角田市，多賀城市，岩沼市，登米市，栗原市，東松島市，大崎市，蔵王町，七ヶ宿町，大河原町，村田町，柴田町，川崎町，丸森町，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，大和町，大郷町，富谷町，大衡村，色麻町，加美町，涌谷町，美里町，女川町，南三陸町

(3) 特別の措置の内容

被災者等が、復興推進計画の区域内において、当該計画を作成した認定地方公共団体により賃貸される公営住宅等に入居しようとする場合には、当該計画に定める公営住宅の建設等に要する期間が満了するまでの間、入居者資格要件のうち住宅困窮要件を満たせば、入居可能とする。

また、当該区域内に存する被災者等に賃貸した公営住宅等で引き続き管理することが不相当となったものの譲渡をする場合にあつては、譲渡制限期間を耐用年数の「1/4」から「1/6」に短縮するとともに、当該譲渡対価の用途を地域住宅計画に基づく事業等の実施に要する費用にも充てることを可能とする。

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画に定められた復興推進事業の実施により、被災者等の生活再建が図られ、安心して暮らすことができる良好な生活環境の構築が進む。

これらの効果は、宮城県における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に十分寄与するものである。

6 その他

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第4条第3項に基づく意見聴取については、本計画が、県と県内全市町村の共同作成のため不要。

認 定 書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

平成25年10月10日付け、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町から共同申請があった復興推進計画について、東日本大震災復興特別区域法に基づき認定する（認定番号宮城第28号）。

平成25年10月29日

内閣総理大臣

安倍晋三

